

参 考

企業行動憲章の精神の実践に関わる国際文書・国際基準等

—国連関係—

●我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ

○採択：2015年、第70回国連総会

* 4～5ページ参照

●世界人権宣言

○採 択：1948年、第3回国連総会

○内 容：人権および自由を尊重し確保するために、「すべての人民とすべての国が達成すべき共通の基準」を宣言したもので、最も広く認識されている人権関連文書であり、人権法の基礎となっている。同宣言は、第1条から第20条までを市民的自由権的権利、第21条を政治的権利、第22条から27条までを経済的、社会的及び文化的権利、第28条から第30条を一般規定にあてている。また、前文において、社会のすべての組織が人権を確保することに努力するよう要求している。

世界人権宣言、市民的及び政治的権利に関する国際規約（1966年）、経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約（1966年）及びこれらの規約に対する選択議定書を合わせて、国際人権章典と呼んでいる。

●国連ビジネスと人権に関する指導原則

○採択：2011年、国連人権理事会

* 54～68ページ参照

●国連責任投資原則（PRI）

○公表：2006年、国連環境計画金融イニシアティブ

* 9～10ページ参照

●国連グローバル・コンパクト

○発 足：2000年7月、国連本部

○内 容：1999年の世界経済フォーラム（ダボス会議）でコフィー・アナン国連事務総長（当時）が提唱し、潘基文前国連事務総長も明確な支持を表明しているイニシアティブ。企業を中心とする様々な団体が責任ある、創造的なリーダーシップを発揮することで、持続可能な成長を実現するための世界的な枠組み作りに自発的に参加することが期待されている。世界160カ国で1万3千（2015年7月現在）を超える団体（内、企業は8300社）が署名して、「人権」「労働」「環境」「腐敗防止」の4分野・10原則を軸に活動を展開している。

●OECD多国籍企業行動指針

○採 択：1976年、OECD閣僚理事会

○内 容：政府による多国籍企業に対する「勧告（Recommendation）」。一般方針、情

報開示、人権、雇用および労使関係、環境、贈賄、贈賄要求・金品の強要の防止、消費者利益、科学および技術、競争、納税など幅広い分野における責任ある企業行動に関する原則と基準を定めている。法的な拘束力はないが、行動指針の普及、行動指針に関する照会への回答、個別事例に関する問題解決支援のため、各国に連絡窓口（NCP:National Contact Point）が設置されている。多国籍企業をめぐる情勢の変化などに対応し、これまで5回（1979年、1984年、1991年、2000年、2011年）改訂されている。

—国際標準化機構—

●ISO 26000（社会的責任に関する国際規格）

○発行：2010年11月、ISO

○内容：ISOで策定された、あらゆる種類の組織を対象とする社会的責任に関する世界初の国際規格。ガイダンス文書であり、マネジメントシステム規格や認証を目的とした規格ではない。社会的責任に関する中核主題として、①組織統治、②人権、③労働慣行、④環境、⑤公正な事業慣行、⑥消費者課題、⑦コミュニティ参画および開発の7つを挙げ、各主題の下に様々な課題を網羅的に列挙している。組織は、7つの中核主題に挙げられている諸課題に遍く目を通し、その中から、組織の特性や置かれた状況に照らして、重要かつ緊急性のある課題を特定し、順次取り組むことが奨励される。また、社会的責任の実践において、ステークホルダー・エンゲージメント（様々なステークホルダーの意見を把握し、自らの決定、行動に反映させること）の重要性を強調している。

※日本工業標準調査会（JIS Z 26000：2012）

—民間基準—

●SDGs コンパス

○GRI、国連グローバル・コンパクト、WBCSD共同発行

○本文150～153ページ参照

●GRIガイドライン

○公開：GRI Sustainability Reporting Standards、2016年10月、GRI

○内容：GRI（Global Reporting Initiative、本部アムステルダム）は、あらゆる組織が利用できるサステナビリティ報告のための信頼できる確かな国際的枠組みの提供を使命とする非営利団体。UNEP（国連環境計画）の公認団体として、サステナビリティ報告に関する「サステナビリティ・レポーティング・ガイドライン」を策定している。従来のガイドラインから「報告基準（スタンダード）」への移行作業を進め、2016年10月に公表した。共通スタンダード（100シリーズ）、経済項目（200シリーズ）、環境項目（300シリーズ）、社会（400シリーズ）で構成されており、各開示項目について、必須の開示内容として書かれた「要求事項」、推奨されるが要求されないものとして書かれた「推奨事項」がある。

企業行動憲章新旧対照表

【序文】

旧版（2010年版）

【序 文】

日本経団連は、かねてより、民主導・自律型の活力ある豊かな経済社会の構築に全力をあげて取り組んできた。そのような社会を実現するためには、企業や個人が高い倫理観をもつとともに、法令遵守を超えた自らの社会的責任を認識し、さまざまな課題の解決に積極的に取り組んでいくことが必要となる。そこで、企業の自主的な取り組みを着実かつ積極的に促すべく、1991年の「企業行動憲章」の制定や、1996年の「実行の手引き」の作成、さらには、経済社会の変化を踏まえて、数次にわたる憲章ならびに実行の手引きの見直しを行ってきた。

近年、ISO 26000（社会的責任に関する国際規格）に代表されるように、持続可能な社会の発展に向けて、あらゆる組織が自らの社会的責任（SR: Social Responsibility）を認識し、その責任を果たすべきであるとの考え方が国際的に広まっている。とりわけ企業は、所得や雇用の創出など、経済社会の発展になくてはならない存在であるとともに、社会や環境に与える影響が大きいことを認識し、「企業の社会的責任（CSR: Corporate Social Responsibility）」を率先して果たす必要がある。

具体的には、企業は、これまで以上に消費者の安全確保や環境に配慮した活動に取り組むなど、株主・投資家、消費者、取引先、従業員、地域社会をはじめとする企業を取り巻く幅広いステークホルダーとの対話を通じて、その期待に応え、信頼を得るよう努めるべきである。また、企業グループとしての取り組みのみならず、サプライチェーン全体に社会的責任を踏まえた行動を促すことが必要である。さらには、人権問題や貧困問題への関心の高まりを受けて、グローバルな視野をもってこれらの課題に対応することが重要である。

そこで、今般、「企業の社会的責任」を取り巻く最近の状況変化を踏まえ、会員企業の自主的取り組みをさらに推進するため、企業行動憲章を改定した。会員企業は、倫理的側面に十分配慮しつつ、優れた商品・サービスを創出することで、引き続き社会の発展に貢献する。また、企業と社会の発展が密接に関係していることを再認識したうえで、経済、環境、社会の側面を総合的に捉えて事業活動を展開し、持続可能な社会の創造に資する。そのため、会員企業は、次に定める企業行動憲章の精神を尊重し、自主的に実践していくことを申し合わせる。

改定版

企業行動憲章の改定にあたって ～ Society 5.0の実現を通じたSDGs（持続可能な開発目標）の達成～

経団連では、かねてより、公正かつ自由な市場経済の下、民主導による豊かで活力ある社会を実現するためには、企業が高い倫理観と責任感をもって行動し、社会から信頼と共感を得る必要があると提唱してきた。そのため、1991年に企業行動憲章を制定し、企業の責任ある行動原則を定めている。

近年、グローバル化が進捗し、国境を越えた経済活動が活発に行われる反面、それに伴い生じた様々な変化を背景として、反グローバリズム・保護主義の動きが高まり、自由で開かれた国際経済秩序の維持・発展が脅かされる懸念がある。

一方、国際社会では、「ビジネスと人権に関する指導原則」（2011年）や「パリ協定」（2015年）が採択され、企業にも社会の一員として社会的課題の解決に向けて積極的に取り組むよう促している。また、2015年に国連で、持続可能な社会の実現に向けた国際統一目標である「SDGs（持続可能な開発目標）」が採択され、その達成に向けて民間セクターの創造性とイノベーションの発揮が求められている。

そうした中、経団連では、IoTやAI、ロボットなどの革新技术を最大限活用して人々の暮らしや社会全体を最適化した未来社会、Society 5.0の実現を目指している。この未来社会では、経済成長と健康・医療、農業・食料、環境・気候変動、エネルギー、安全・防災、人やジェンダーの平等などの社会的課題の解決とが両立し、一人ひとりが快適で活力に満ちた生活ができる社会が実現する。こうした未来の創造は、国連で掲げられたSDGsの理念とも軌を一にするものである。

そこで、今般、経団連では、Society 5.0の実現を通じたSDGsの達成を柱として企業行動憲章を改定する。

会員企業は、持続可能な社会の実現が企業の発展の基盤であることを認識し、広く社会に有用な新たな付加価値および雇用の創造、ESG（環境・社会・ガバナンス）に配慮した経営の推進により、社会的責任への取り組みを進める。また、自社のみならず、グループ企業、サプライチェーンに対しても行動変革を促すとともに、多様な組織との協働を通じて、Society 5.0の実現、SDGsの達成に向けて行動する。

会員企業は、本憲章の精神を遵守し、自主的に実践していくことを宣言する。

「Society5.0」の注記

狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く、人類社会発展の歴史における5番目の新しい社会。

【憲章本文】

旧版（2010年版）

－社会の信頼と共感を得るために－

企業は、公正な競争を通じて付加価値を創出し、雇用を生み出すなど経済社会の発展を担うとともに、広く社会にとって有用な存在でなければならない。そのため企業は、次の10原則に基づき、国の内外において、人権を尊重し、関係法令、国際ルールおよびその精神を遵守しつつ、持続可能な社会の創造に向けて、高い倫理観をもって社会的責任を果たしていく。

1. 社会的に有用で安全な商品・サービスを開発、提供し、消費者・顧客の満足と信頼を獲得する。
2. 公正、透明、自由な競争ならびに適正な取引を行う。また、政治、行政との健全かつ正常な関係を保つ。
3. 株主はもとより、広く社会とのコミュニケーションを行い、企業情報を積極的かつ公正に開示する。また、個人情報・顧客情報ははじめとする各種情報の保護・管理を徹底する。
4. 従業員の多様性、人格、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保し、ゆとりと豊かさを実現する。
5. 環境問題への取り組みは人類共通の課題であり、企業の存在と活動に必須の要件として、主体的に行動する。
6. 「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動を行う。
7. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決し、関係遮断を徹底する。
8. 事業活動のグローバル化に対応し、各国・地域の法律の遵守、人権を含む各種の国際規範の尊重はもとより、文化や慣習、ステークホルダーの関心に配慮した経営を行い、当該国・地域の経済社会の発展に貢献する。
9. 経営トップは、本憲章の精神の実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範の上、社内ならびにグループ企業にその徹底を図るとともに、取引先にも促す。また、社内外の声を常時把握し、実効ある社内体制を確立する。
10. 本憲章に反するような事態が発生したときには、経営トップ自らが問題解決にあたる姿勢を内外に明らかにし、原因究明、再発防止に努める。また、社会への迅速かつ的確な情報の公開と説明責任を遂行し、権限と責任を明確にした上、自らを含めて厳正な処分を行う。

改定版

－ 持続可能な社会の実現のために －

企業は、公正かつ自由な競争の下、社会に有用な付加価値および雇用の創出と自律的で責任ある行動を通じて、持続可能な社会の実現を牽引する役割を担う。そのため企業は、国の内外において次の10原則に基づき、関係法令、国際ルールおよびその精神を遵守しつつ、高い倫理観をもって社会的責任を果たしていく。

(持続可能な経済成長と社会的課題の解決)

1. イノベーションを通じて社会に有用で安全な商品・サービスを開発、提供し、持続可能な経済成長と社会的課題の解決を図る。

(公正な事業慣行)

2. 公正かつ自由な競争ならびに適正な取引、責任ある調達を行う。また、政治、行政との健全な関係を保つ。

(公正な情報開示、ステークホルダーとの建設的対話)

3. 企業情報を積極的、効果的かつ公正に開示し、企業をとりまく幅広いステークホルダーと建設的な対話を行い、企業価値の向上を図る。

(人権の尊重)

4. すべての人々の人権を尊重する経営を行う。

(消費者・顧客との信頼関係)

5. 消費者・顧客に対して、商品・サービスに関する適切な情報提供、誠実なコミュニケーションを行い、満足と信頼を獲得する。

(働き方の改革、職場環境の充実)

6. 従業員の能力を高め、多様性、人格、個性を尊重する働き方を実現する。また、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を整備する。

(環境問題への取り組み)

7. 環境問題への取り組みは人類共通の課題であり、企業の存在と活動に必須の要件として、主体的に行動する。

(社会参画と発展への貢献)

8. 「良き企業市民」として、積極的に社会に参画し、その発展に貢献する。

(危機管理の徹底)

9. 市民生活や企業活動に脅威を与える反社会的勢力の行動やテロ、サイバー攻撃、自然災害等に備え、組織的な危機管理を徹底する。

(経営トップの役割と本憲章の徹底)

10. 経営トップは、本憲章の精神の実現が自らの役割であることを認識して経営にあたり、実効あるガバナンスを構築して社内、グループ企業に周知徹底を図る。あわせてサプライチェーンにも本憲章の精神に基づく行動を促す。また、本憲章の精神に反し社会からの信頼を失うような事態が発生した時には、経営トップが率先して問題解決、原因究明、再発防止等に努め、その責任を果たす。